

# かごしま 市民のひろば

編集と発行：鹿児島市広報課／〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
市役所の電話：224-1111(代表)／ファクシミリ：224-8900  
ホームページ：http://www.city.kagoshima.kagoshima.jp/

## 2月

平成15年(2003年)  
第429号



### 主な内容

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 教えて 市町村合併                | 6  |
| 平成13年度決算状況               | 2  |
| 市職員給与などの状況               | 3  |
| 市民税・県民税の申告 所得税の確定申告      | 4  |
| 子ども情報局・がんばれっ！鹿児島市出身Jリーガー | 12 |



### 地域で育む子どもたち

地域の民生委員が中心になって開かれている「清水子育てサロン」。毎回多くの親子が参加して大にぎわい。おゆうぎや絵本を楽しみます。地域で子どもたちを育む取り組み、もっと広がってほしいですね。～上町福祉館にて

### 市長随想 ～ふれあいの街かど～



テレビ・ラジオで市政をPR

### テレビ放送五十歩の歩み

赤崎義則

NHKが日本で初めてテレビ放送を開始したのは、いまからちょうど五十年前の昭和十八年二月一日でした。放送スタート時の受信契約数は、全国で僅か九百件足らずであったといわれ、今日の「テレビ一人一台の時代」に比べると、まさに隔世の感がします。

昭和三十一年代初めには、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機は「三種の神器」と呼ばれ、庶民のあこがれの的でした。

その頃、テレビのある家はほんの数える程しかなく、プロレスや大相撲など人気番組がはじまると、近所の人々がその家に集まってきてテレビの前で大歓声をあげたものでした。

鹿児島でテレビ放送が始まったのは、NHKの初放送から五年後の昭和三十三年でした。当時は公務員の初任給がおよそ七千円という時代でありましたので、14型でも七万円はしたテレビは人々にとって高嶺の花の存在でした。ところが、昭和三十四年に皇太子ご成婚があり、その実況放送だけはぜひ見たいという市民の願望が非常に強く、そのため市内の電器店のテレビは売切れ、店先からテレビの姿が消えてしまったという話を聞くものでした。

その後、東京オリンピックやアポロ11号の月面着陸、阪神淡路大震災、そして近くはワールドカップサッカーの放送など、その時々、臨場感あふれる映像を届けてきたテレビは、いまや茶の間で王様の座を占めています。なかでも、平成二年に放送されたNHK大河ドラマ「翔ぶが如く」は、全国に鹿児島ブームを巻き起こし、その経済効果は百億円以上にもなったといわれました。

世界中の動きや表情を、瞬時に手に取るように映し出すテレビは、これからも私たちに夢と感動を与え続けてくれることでしょう。

グラフ 一般会計

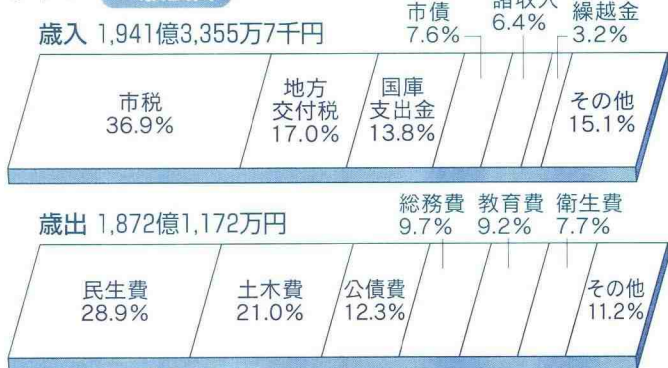


表1 特別会計

| 会計名          | 歳入              | 歳出            | 差し引き        |
|--------------|-----------------|---------------|-------------|
| 土地区画整理事業清算   | 796万1千円         | 736万3千円       | 59万8千円      |
| 中央卸売市場       | 8億2,015万2千円     | 8億2,015万2千円   | 0円          |
| 食肉センター       | 19億9,496万9千円    | 19億9,496万9千円  | 0円          |
| 交通災害共済事業     | 6,812万9千円       | 6,168万1千円     | 644万8千円     |
| 土地区画整理事業用地取得 | 1億7,500万円       | 1億7,500万円     | 0円          |
| 国民健康保険事業     | 390億1,195万6千円   | 388億1,286万7千円 | 1億9,908万9千円 |
| 介護保険         | 204億8,989万2千円   | 203億738万2千円   | 1億8,251万円   |
| 老人保健医療       | 539億7,561万1千円   | 538億6,566万6千円 | 1億994万5千円   |
| 母子寡婦福祉資金貸付事業 | 3億9,902万2千円     | 3億5,758万円     | 4,144万2千円   |
| 合計           | 1,169億4,269万2千円 | 1,164億266万円   | 5億4,003万2千円 |

表2 企業会計

| 会計      | 事業の概要                                                                                                                       | 収支の状況                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 病院事業    | ・本館無停電電源装置改修工事<br>・心臓血管造影システムや低温プラズマ滅菌器の購入 など<br>患者数 外来 310,120人<br>入院 227,456人                                             | 収入 128億857万2千円<br>支出 126億1,876万9千円<br>利益 1億8,980万3千円 |
| 交通事業    | ・超低床電車(ユートラム)3両の導入<br>・中型ノンステップバス12両、小型バス4両の購入<br>・電車停留場上屋4棟やバス停留所上屋4棟の設置 など<br>輸送人員 電車 10,062,011人<br>バス 13,455,691人       | 収入 45億6,406万9千円<br>支出 50億1,230万4千円<br>損失 4億4,823万5千円 |
| 水道事業    | ・河頭浄水場、中迫ポンプ所などの設備更新<br>・宇宿ポンプ所の建設<br>・管路施設の整備・改良<br>・川辺ダム建設負担金の支出 など<br>給水人口 510,600人<br>年間総給水量 65,461,681m³               | 収入 112億8,362万3千円<br>支出 108億7,785万4千円<br>利益 4億576万9千円 |
| 公共下水道事業 | ・城西幹線、吉野幹線、坂之上地区、土地区画整理事業区域などの汚水管布設<br>・南部処理場の水処理施設、送風機設備などの増設<br>・南部処理場などの設備更新 など<br>処理人口 436,400人<br>年間総処理水量 61,380,821m³ | 収入 87億8,081万9千円<br>支出 82億7,653万1千円<br>利益 5億428万8千円   |



平成13年度決算状況

効率的で健全な財政運営に努めました

【財政課 216・1155】

実質収支は35億円あり

一般会計の決算額は、歳入総額が1941億3355万7千円、歳出総額が1872億1172万1千円、歳入超過額が69億2283万6千円(グラフ参照)、平成14年度に繰り越された財源を差し引いた実質収支は35億2855万9千円となりました。

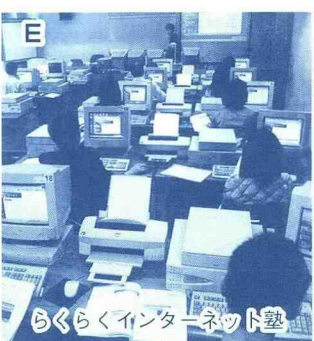
また、特別会計の収支状況は表1、企業会計の主な事業の概要と収支の状況は表2のとおりです。

財源を重点的に配分

地方財政の極めて厳しい状況が続く中で、財源の重点的、効率的な配分に努めることを基本に各種施策を推進し、効率的で健全な財政運営に努めました。

平成13年度中に行った主な事業

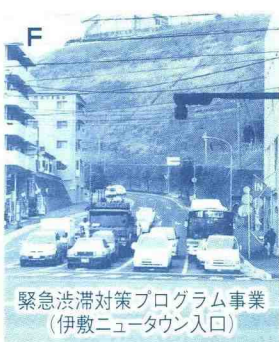
- 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる健康福祉社会の実現
- 心身障害児放課後等対策事業
- 認可外保育施設に対する助成の充実
- 母親クラブの育成・支援
- 訪問介護利用者負担助成事業
- 「かごしま市民健康55プラン」の策定
- いきいき地域社会づくり事業補助金



らぐらぐインターネット塾

- 子どもたちがのびのびと育まれ、個性が輝く生涯学習社会の創造
- 個性が輝き活力あふれる学校づくり推進事業
- 教育用テレビ会議ネットワークの整備
- スクールカウンセラーの配置
- かごしま文化工芸村(仮称)の建設
- 情報通信技術講習推進事業(らくらくインターネット塾)
- 鹿児島市の教育を考える市民会議

- 新たな時代の変化に対応した行政運営の推進
- 新世紀100年プロジェクト会議の開催
- 「電子市役所」構築事業



緊急渋滞対策プログラム事業(伊敷ニュータウン入口)

- 設置(写真A)
- 人と自然にやさしい、潤い豊かのある快適環境の創出
- 市営住宅ストック総合活用計画の策定
- 自転車等駐車対策の推進
- 土地区画整理事業の推進
- 古紙類の資源化推進事業
- リサイクルプラザ建設事業(写真C)
- 西消防署庁舎建設事業(写真B)
- 鹿児島ふれあいスポーツランドの建設
- 人・もの・情報の交流を支える都市基盤の整備と産業の振興
- 緊急渋滞対策プログラム事業(写真F)
- 幹線道路の整備
- 西鹿児島駅前広場整備事業
- 中小企業資金融資の充実
- 情報関連産業の育成支援・中小企業の情報化促進
- 観光「語り部」の育成(写真D)

市民相談

=相談は無料=

- ◆市民参画推進課と各支所
- 市政相談(市政に対する要望・意見など)
- 月曜日～金曜日※休日は除く
- ◆市民参画推進課 216-1205
- ▶時間はいずれも13時～16時
- 法律相談 事前に一般相談を受けて、法律相談が必要な人が対象。毎週火・金曜日と第2・4月曜日。ただし、3月3日は実施。予約制
- 花と緑の相談 2月12日(水)
- 税務相談 2月13日(木)
- 登記相談 2月13日(木)
- 不動産相談 2月19日(水)
- 建築相談 2月20日(木)
- 行政関係申請手続き相談 3月5日(水)
- 人権相談 3月6日(木)

- ◆市民参画推進課と谷山・伊敷・吉野支所
- 一般相談(日常の悩みごと相談) 月曜日～金曜日※休日は除く
- ◆谷山支所(相談係) 269-2111
- ▶時間はいずれも13時～16時
- 税務相談は10時～12時、13時～15時
- 法律相談 2月20日(木) 3月6日(木)
- (12時受け付け抽選、定員9人)
- 税務相談 2月12日(水)
- 登記相談 2月12日(水)
- 人権相談 2月20日(木)
- ◆伊敷支所 229-2111
- ▶時間は13時～16時
- 登記相談 2月13日(木)
- 人権相談 2月21日(金)

市政広報 テレビ・ラジオ

人・まち・市政～まるごとかごしま

- テレビ(30分番組)
- ▶各番組とも手話通訳があります
- ▶番組中プレゼントのお知らせがあります
- 2月9日(日)12時15分～12時45分 KKB かごしまシティーチャンネル 「あなたの税がまちをつくります」
- 2月16日(日)7時30分～8時 KYT ホットラインかごしま 「スポーツを通じた地域社会づくり」
- 2月23日(日)10時15分～10時45分 MBC テレビ 市民のひろば 「民生委員、児童委員」
- 3月2日(日)9時～9時30分 KTS ぐっとグッドかごしま 「ボランティアのすすめ」

【広報課 216-1133】

- ラジオ(30分番組)
- 2月22日(土)17時30分～18時 シティFM かごしまドリーム
- ラジオ(5分番組)
- ～市のイベント情報などを紹介
- FM鹿児島 毎週土曜日20時55分
- MBCラジオ 毎週日曜日16時55分
- シティFM 毎週日曜日9時30分 毎週月曜日7時55分



市政広報ラジオ番組収録風景

## 市職員給与などの状況を公表します

【職員課 216-1142】

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区 分  | 住民基本台帳人口<br>(平成14年 3 月31日) | 歳出額(A)            | 実質収支            | 人件費(B)           | 人件費率<br>(B/A) | (参考)<br>12年度の<br>人件費率 |
|------|----------------------------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|-----------------------|
| 13年度 | 人<br>544,840               | 千円<br>182,316,248 | 千円<br>2,557,168 | 千円<br>32,052,530 | %<br>17.6     | %<br>17.2             |

(注) 1. 歳出額、実質収支、人件費は平成13年度普通会計(一般会計や土地区画整理事業清算特別会計など)の決算額です。  
2. 人件費には、特別職に支給される給料や報酬・手当、一般職員に支給される給料・手当のほか、共済組合負担金、厚生会負担金・助成金、退職手当、退職料、扶助料、災害補償費などが含まれています。

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

| 区 分  | 職 員 数<br>(A)       | 給 与 費            |                 |                 |                  | 1人当たり<br>給与費<br>(B/A) |
|------|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|
|      |                    | 給 料              | 職員手当            | 期末・勤<br>手 当     | 計(B)             |                       |
| 14年度 | 人<br>3,545<br>(18) | 千円<br>14,863,758 | 千円<br>3,234,013 | 千円<br>6,504,362 | 千円<br>24,602,133 | 千円<br>6,940           |

(注) 1. 給与費は、当初予算に計上された額であり、職員手当には退職手当は含まれていません。  
2. ( ) 内は、再任用短時間勤務職員です。

※以下の各状況の数値は、平成14年4月1日現在の地方公務員給与実態調査に基づくものです。  
ただし、(4)、(7)、(8)は、平成15年1月1日現在のものです。

### (3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況

平成14年地方公務員給与実態調査に基づく本市の平均給料月額は 343,448円  
で、平均年齢は39歳5月となっており、平成14年国家公務員給与実態調査に基  
づく国の平均給料月額は332,052円、平均年齢は40歳4月となっています。

### (4) 職員の初任給の状況

| 区 分   | 本 市 | 国        |
|-------|-----|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 171,500円 |
|       | 高校卒 | 144,000円 |

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区 分   | 経験年数10年 | 経験年数15年  | 経験年数20年  |
|-------|---------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒     | 293,578円 | 346,883円 |
|       | 高校卒     | 240,180円 | 301,500円 |

### (6) 一般行政職の級別職員数の状況

| 区分           | 1級                       | 2級         | 3級             | 4級                | 5級                | 6級                | 7級                | 8級                | 9級                | 10級               | 11級               | 計               |
|--------------|--------------------------|------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 標準的な<br>職務内容 | 主 事<br>技 師<br>主事補<br>技師補 | 主 事<br>技 師 | 主 事<br>技 師     | 主 査<br>主 事<br>技 師 | 主 査<br>主 事<br>技 師 | 主 査<br>主 事<br>技 師 | 係 主<br>主 事<br>技 師 | 係 主<br>主 事<br>技 師 | 課 長<br>主 事<br>技 師 | 課 長<br>主 事<br>技 師 | 課 長<br>主 事<br>技 師 | 計               |
| 職員数          | 38人                      | 90人        | 232人<br>(4)    | 105人              | 80人               | 360人              | 100人              | 578人              | 99人               | 23人               | 7人                | 1,712人<br>(4)   |
| 構成比          | 2.2%                     | 5.3%       | 13.6%<br>(100) | 6.1%              | 4.7%              | 21.0%             | 5.8%              | 33.8%             | 5.8%              | 1.3%              | 0.4%              | 100.0%<br>(100) |

(注) ( ) 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

### (7) 職員手当の状況

| 区 分                | 本 市                                                                                                                                      | 国                                                                                                                                        |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期 末 手 当<br>勤 勉 手 当 | (支給割合)<br>期 末 手 当<br>6 月期 1.45月分<br>(0.7)月分<br>12月期 1.55月分<br>(0.9)月分<br>3 月期 0.5月分<br>(0.25)月分<br>計 3.5月分<br>(1.85)月分<br>※職務の級による加算措置あり | (支給割合)<br>期 末 手 当<br>6 月期 1.45月分<br>(0.7)月分<br>12月期 1.85月分<br>(0.95)月分<br>3 月期 0.2月分<br>(0.2)月分<br>計 3.5月分<br>(1.85)月分<br>※職務の級による加算措置あり |
|                    | 勤 勉 手 当<br>6 月期 0.6月分<br>(0.3)月分<br>12月期 0.55月分<br>(0.3)月分<br>3 月期 0.5月分<br>(0.25)月分<br>計 1.15月分<br>(0.6)月分<br>※職務の級による加算措置あり            | 勤 勉 手 当<br>6 月期 0.6月分<br>(0.3)月分<br>12月期 0.55月分<br>(0.3)月分<br>3 月期 0.5月分<br>(0.25)月分<br>計 1.15月分<br>(0.6)月分<br>※職務の級による加算措置あり            |
|                    |                                                                                                                                          |                                                                                                                                          |
|                    |                                                                                                                                          |                                                                                                                                          |
|                    |                                                                                                                                          |                                                                                                                                          |
|                    |                                                                                                                                          |                                                                                                                                          |

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

| 区 分     | 本 市                                                | 国                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 退 職 手 当 | (支給率)<br>勤 続 20 年<br>勤 続 25 年<br>勤 続 35 年<br>最高限度額 | 自己都合<br>21.0 月分<br>33.75 月分<br>47.5 月分<br>60.0 月分    |
|         |                                                    | 勲奨・定年<br>28.875 月分<br>44.55 月分<br>62.7 月分<br>62.7 月分 |
|         |                                                    |                                                      |
|         |                                                    |                                                      |

### (7) 職員手当の状況 (続き)

| 区 分     | 内 容                                           | 支 給 率 |
|---------|-----------------------------------------------|-------|
| 調 整 手 当 | 民間の賃金、物価や生計費が特に高い地域に在勤する職員(東京事務所職員)に支給する手当です。 | 12%   |

| 区 分    | 内 容                                                                                                               | 支給対象職員1人当たりの<br>平均支給月額(13年度) |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 特殊勤務手当 | 著しく危険、不快、不健康や困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当で30種類があります。 | 6,250円                       |

| 区 分     | 内 容                                        |                                          |
|---------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 扶養親族である配偶者                                 | 14,000円                                  |
|         | 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで                          | 6,000円                                   |
|         | 扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族のうち1人                 | 6,500円                                   |
|         | 配偶者のない扶養親族のうち1人                            | 11,000円                                  |
|         | その他の扶養親族(1人につき)                            | 5,000円                                   |
| 住 居 手 当 | 扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算額)                 | 5,000円                                   |
|         | 借 家<br>借 賃<br>月額12,000円を超える<br>家賃を支払っている職員 | 2,000円~27,000円                           |
| 通 勤 手 当 | 持 家<br>持家居住者で世帯主である職員                      | 5,700円                                   |
|         | そ の 他<br>上記以外の職員                           | 2,000円                                   |
| 通 勤 手 当 | 交 通 機 関<br>利 用 者                           | 全額支給限度額<br>45,000円<br>最高支給限度額<br>50,000円 |
|         | 交 通 工 具<br>使 用 者                           | 1~2km 3,200円                             |
|         |                                            | 2~3km 5,100円                             |
|         |                                            | 3~5km 6,200円                             |
|         |                                            | 5~7km 8,200円                             |
|         |                                            | 7~9km 9,200円                             |
|         |                                            | 9~11km 10,200円                           |
|         |                                            | 11~13km 11,300円                          |
|         |                                            | 13~15km 12,700円                          |
|         |                                            | 15~17km 14,400円                          |
|         |                                            | 17~19km 16,100円                          |
|         |                                            | 19~21km 18,500円                          |
|         |                                            | 21~23km 19,000円                          |
|         |                                            | 23~25km 19,500円                          |
|         |                                            | 25~27km 19,800円                          |
|         |                                            | 27~29km 20,400円                          |
|         |                                            | 29~31km 21,100円                          |
|         |                                            | 31~33km 21,800円                          |
|         |                                            | 33~35km 22,400円                          |
|         |                                            | 35~37km 22,900円                          |
|         |                                            | 37~40km 23,500円                          |
|         |                                            | 40km以上 23,900円                           |

(注) 1. 国との比較では、扶養手当、住居手当の借家借間居住者、通勤手当の交通機関利用者の支給額は国と同じで、これら以外は一部異なっています。  
2. 扶養手当の「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいいます。

### (8) 特別職の給料などの状況

| 区 分 | 給料月額等             | 期末手当                                                                     |
|-----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 給 料 | 市 長<br>1,190,000円 | (支給割合)<br>6 月期 1.45月分<br>12月期 1.55月分<br>3 月期 0.5月分<br>計 3.5月分<br>※加算措置あり |
|     | 助 役<br>960,000円   |                                                                          |
|     | 収 入 役<br>862,000円 |                                                                          |
| 報 酬 | 議 長<br>814,000円   |                                                                          |
|     | 副 議 長<br>761,000円 |                                                                          |
|     | 議 員<br>707,000円   |                                                                          |

### (9) 職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

| 区 分               |           | 平成13年の<br>職 員 数 | 平成14年の<br>職 員 数 | 平 成 14 年 職 員 数 |      |         |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------------|----------------|------|---------|
| 部 門               |           |                 |                 | 増 員            | 減 員  | 差 引     |
| 一 般 行 政 部 門       | 議 会       | 31              | 31              | 0              | 0    | 0       |
|                   | 総務企画      | 465             | 464             | 6              | △ 7  | △ 1     |
|                   | 税 務       | 239             | 237             | 2              | △ 4  | △ 2     |
|                   | 民 生       | 384             | 384             | 21             | △21  | 0       |
|                   | 衛 生       | 542             | 543             | 11             | △10  | 1       |
|                   | 労 働       | 4               | 4               | 0              | 0    | 0       |
|                   | 農林水産      | 96              | 99              | 3              | 0    | 3       |
|                   | 商 工       | 48              | 46              | 0              | △ 2  | △ 2     |
|                   | 土 木       | 552             | 549             | 13             | △16  | △ 3     |
|                   | 小 計       | 2,361           | 2,357(16)       | 56(16)         | △60  | △ 4(16) |
| 特 別 行 政 部 門       | 教 育       | 674             | 673             | 8              | △ 9  | △ 1     |
|                   | 消 防       | 397             | 407             | 10             | 0    | 10      |
|                   | 小 計       | 1,071           | 1,080(2)        | 18(2)          | △ 9  | 9(2)    |
|                   | 公営企業等会計部門 |                 |                 |                |      |         |
| 公 営 企 業 等 会 計 部 門 | 病 院       | 676             | 680             | 9              | △5   | 4       |
|                   | 交 通       | 395             | 368             | 0              | △27  | △27     |
|                   | 水 道       | 438             | 439             | 3              | △2   | 1       |
|                   | そ の 他     | 149             | 151             | 41             | △39  | 2       |
|                   | 小 計       | 1,658           | 1,638(10)       | 53(10)         | △73  | △20(10) |
| 合 計               |           | 5,090           | 5,075(28)       | 127(28)        | △142 | △15(28) |

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。  
2. ( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

平和都市宣言標語 最優秀作品

## 桜島の風によって広がれ 平和のちがい

西紫原小学校 5 年 南 史佳さん

「鹿児島市平和都市宣言」(平成2年2月26日)啓発のため、毎年平和に関する標語を募集しています。

今回は、市内の小学5・6年生と中学生から4222点の応募があり、最優秀作品1点と優秀作品4点、入選作品25点が選ばれました。

〔優秀作品〕

世界にひびけ平和の鐘の音 南風によって

八幡小学校 6 年 尾崎 鮎美さん

わが街は平和を願う鹿児島市

池田中学校 1 年 松村 浩樹さん

鹿児島から世界に届け平和宣言

池田中学校 2 年 永田裕一朗さん

きばいもんそ みんなでつくろう平和都市

池田中学校 3 年 染川 智子さん

【総務課 216-1125】

役立てよう あなたがもっている 選挙権

## 募集 選挙啓発 標語・川柳・薩摩狂句

◇テ ー マ 投票への参加や明るいきれいな選挙を推進するもの(はがき1枚に1点とし、自作・未発表のものに限りま

す)  
◇賞 品 最優秀作品各1名に図書券1万円  
優秀作品各5名に図書券2千円

◇応募資格 市内に住む人

◇応募方法 はがきに「標語」「川柳」「薩摩狂句」の別、作品、住所、氏名、年齢、性別、職業(学校・学年)、電話番号を書いて、2月28日(必着)までに〒892-8677 山下町11-1市選挙管理委員会「標語・川柳・薩摩狂句」係216-1470へ  
※入賞作品は、今後選挙啓発で使用します。



ご注意ください

## 市街化調整区域内での建築

■市街化調整区域内で建築するとき  
は、建築確認申請の前に、事前協議  
や都市計画法の許可が必要です。

■市街化調整区域内に建築できるの  
は、次のような要件などを満たす建築物です。

- ・農業、林業、漁業を営む人の居住用の建築物
- ・市街化調整区域の指定(昭和46年2月12日)以前から宅地だった土地のうち、定められた要件を満たす土地での建築物
- ・指定既存集落内かその周辺の市街化調整区域内に10年以上生活の本拠があった人かその家族の住宅

※許可を受けずに建築すると、違反建築物となります。

■市街化調整区域内に建築を計画するときは、事前に土地利用調整課216-1383にご相談ください。  
概要は市のホームページでもご覧になれます。

## &lt;表2&gt; 臨時受付所一覧表

●小学校は校区公民館で受け付け

| 会 場           | 開 催 日         | 時 間                 |
|---------------|---------------|---------------------|
| 本 庁 管 内       | 坂元小・城西公民館     | 2/20(木) 9:00~13:00  |
|               | 鴨池小           | 9:00~15:00          |
|               | 原良小・宇宿福祉館     | 2/21(金) 9:00~13:00  |
|               | 八幡小・紫原小       | 2/24(月) 9:00~15:00  |
|               | 中洲小           | 2/25(火) 9:00~13:00  |
|               | 田上小           | 9:00~15:00          |
|               | 清水小・西田小       | 2/26(水) 9:00~13:00  |
|               | 武岡小           | 9:00~15:00          |
|               | 武小・中郡小        | 2/27(木) 9:00~13:00  |
|               | 城南小           | 9:00~15:00          |
| 谷 山 支 所 管 内   | 福平福祉館         | 2/20(木) 10:00~15:00 |
|               | 平川福祉館         | 2/21(金) 10:00~12:00 |
|               | 上床公民館         | 14:00~16:00         |
|               | 桜ヶ丘福祉館        | 2/26(水) 10:00~15:00 |
|               | 谷山農協錫山出張所     | 2/27(木) 10:00~12:00 |
|               | グリーン鹿兒島農協谷山支店 | 14:00~16:00         |
|               | グリーン鹿兒島農協中山支店 | 10:00~12:00         |
|               | 谷山農協玉利出張所     | 14:00~16:00         |
|               | 火の河原分校跡       | 2/28(金) 10:30~12:00 |
|               | 濱田藤義様宅        | 13:30~15:00         |
|               | 谷山農協五ヶ別府支所    | 3/4(火) 10:00~12:00  |
|               | 茂頭公民館         | 13:30~15:30         |
|               | 東部農協本所        | 3/5(水) 10:00~15:00  |
|               | 坂之上福祉館        | 3/6(木) 10:00~15:00  |
|               | 谷山北福祉館        | 3/7(金) 10:00~15:00  |
|               | グリーン鹿兒島農協犬迫支店 | 2/25(火) 9:30~15:00  |
|               | 西伊敷福祉館        | 2/26(水) 9:30~15:00  |
| 伊 敷 支 所 管 内   | 玉江小           | 2/27(木) 9:30~15:00  |
|               | 皆房公民館         | 2/28(金) 9:30~12:00  |
|               | 鹿兒島中央農協皆与志支店  | 9:30~15:00          |
|               | 小野市民館         | 3/4(火) 9:30~15:00   |
|               | 小山田コミュニティセンター | 3/5(水) 9:30~15:00   |
| 東 桜 島 支 所 管 内 | 野尻町公民館        | 2/17(月)             |
|               | 持木町公民館        | 2/18(火)             |
|               | 古里町公民館        | 2/19(水)             |
|               | 有村退避舎         | 2/20(木)             |
|               | 浦之前納貯組合長宅     | 2/21(金)             |
|               | 園山納貯組合長宅      | 2/24(月)             |
|               | 高免旧駐在員事務所     | 2/21(金)             |
|               | 塩屋ヶ元退避舎       | 2/24(月)             |
|               | 湯之退避舎         | 2/21(金)             |
|               | 川上福祉館         | 2/26(水)             |
| 吉野管内          | かこしま農協岡之原支店   | 2/21(金) 9:30~14:00  |
|               | 川上福祉館         | 2/26(水) 9:30~15:00  |

●小学校内の受付所は駐車できません。そのほかの受付所もできるだけ公共交通機関をご利用ください。  
※宇宿地区の受付所は、宇宿小内の校区公民館から宇宿福祉館に変更になっています。

## 市営施設見学会

- ◆対 象 市内に住む人
- ◆日 時 2月26日(水) 9時~15時  
(市役所に8時30分に集合)
- ◆見 学 先 交通局、竹産業振興センター、都市農業センター、維新ふるさと館
- ◆定 員 55人(超えたら抽選)
- ◆参 加 料 1人 300円
- ◆申し込み 2月19日(水) 8時30分~16時に  
電話で広報課216-1133へ

## 市営施設見学会(団体)

●町内会やPTAなどの団体(30人以上)での市営施設見学会も随時募集しています。  
詳しくは、お問い合わせください。

## 申告書は郵送します

■市民税・県民税の申告書は、2月12日ごろに郵送します。必ず3月17日(月)までに提出してください。

■申告が必要な人で申告書が届

■「所得税の確定申告」に該当する人は、確定申告が必要です。所得税の確定申告をした人は、あらかじめ市民税・県民税の申告をする必要はありません。

■満65歳以上で公的年金のほか収入がなく、公的年金の収入金額が266万円までの人は市民税・県民税の申告は必要ありません。※被扶養者の人は申告をしてください



この社会 あなたの税が生きている

■所得の申告をすれば①児童手当、保育所入所、医療費給付、国民年金の免除申請などの手続きが速やかにできます。②市民税・県民税、国民健康保険税、介護保険料などが算定されます。③所得額や課税額の証明書が発行できます。

△国民健康保険課216・1229△

市民税・県民税の申告  
所得税の確定申告  
はお早めに

■申告期間は2月17日(月)~3月17日(月) 【市民税課216・1173~1176】

## 申告の対象は

■今年1月1日現在で鹿児島市内に住所があり、表1の「市民税・県民税の申告」の「申告が必要な人」に該当する人は、申告が必要です。

■収入がなかった人も、必ず申告をしてください。

## 所得の申告をすれば

■所得の申告をすれば①児童手当、保育所入所、医療費給付、国民年金の免除申請などの手続きが速やかにできます。②市民税・県民税、国民健康保険税、介護保険料などが算定されます。③所得額や課税額の証明書が発行できます。

■平成15年度から、国民健康保険税にも土地や建物を売却したときの所得(譲渡所得)に、特別控除が適用されるようになります。

## &lt;表1&gt; 所得税の確定申告、市民税・県民税の申告のしかた

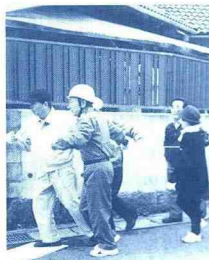
| 所得税の確定申告                 |          | 市民税・県民税の申告                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申告が必要な人                  | 一般の人の場合  | (1)商売や事業をしている人などで、左に該当しない人<br>(2)公的年金のほか所得があったり、社会保険料、生命保険料、医療費などの控除を受けようとする人<br>(3)収入のなかった人(ただし、控除対象配偶者や扶養親族は除く)<br>(4)平成15年1月1日現在、市内に事業所・事務所・家屋敷を持っている個人で、市内に住所がない人                                                                                                                  |
|                          | 給与所得者の場合 | (1)給与と退職所得以外の所得が20万円までの人(20万円を超えると所得税の確定申告が必要です)<br>(2)勤務先から給与支払報告書が、市に提出されていない人(申告で所得税が戻ると、確定申告が必要です)                                                                                                                                                                                 |
| 所得税の確定申告で税金が戻る人(還付を受ける人) |          | 市民税・県民税の場合は、年末調整を済ませた後の所得で課税しますので、制度上還付される税金はありません                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申告に必要なもの                 |          | 共通<br>(1)送付を受けた申告書、印鑑、筆記用具<br>(2)収入や必要経費を確認できる書類(所得税の場合は収支内訳書や源泉徴収票(原本)など)<br>(3)平成14年中に支払った社会保険料、生命保険料、損害保険料、医療費などの証明書や領収書<br>所得税のみ<br>(4)住宅借入金等特別控除を受ける人は、1 取得した建物や土地の登記簿謄(抄)本(登記事項証明書) 2 売買(請負)契約書のコピー 3 住民票の写し 4 住宅取得資金に係る年末残高証明書<br>(5)税金の還付を受ける人の預貯金通帳の口座(記号)番号<br>(6)電卓(持っている人) |
| 申告会場と開設期間(土・日曜日、祝日は除く)   |          | ●市役所本館2階講堂、各支所の税務課(係)<br>2月17日(月)~3月17日(月)<br>●臨時受付所(表2のとおり)                                                                                                                                                                                                                           |
| 相談(受付)時間                 |          | 9時~16時(12時~13時を除く)                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 問い合わせ先                   |          | 市民税課 216-1173~1176<br>谷山支所税務課 269-2111<br>伊敷支所税務課 229-2111<br>東桜島支所税務係 221-2111<br>吉野支所税務係 244-7111                                                                                                                                                                                    |

8.6豪雨災害から10年 災害に強い地域づくりのために  
自主防災組織をつくりましょう

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るための町内会組織です。自主防災組織があれば...

- 1 いざ災害が起きたとき、心強く安心で、落ち着いた行動がとれます
- 2 素早い救助活動につながり、尊い命や財産を守ることができます
- 3 地域の連帯が深まり、災害に強い快適なまちになります

まずは、町内会で話し合い、防災意識をお互いにもちましょう。このほか、防災資機材整備補助金、活動助成金があります。問い合わせは防災火山対策課216-1213へ。



## 3月1日~7日は春季全国火災予防運動

この時季は、空気が乾燥して風の強い日も多く、火災が発生しやすくなります。火災から大切な命と財産を守るために、この機会にご家庭で防火について話し合い、防火点検をしてみましょう。

## 住宅防火 いのちを守る 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対にやめる
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【消防局予防課 222-0970】

消す心  
置いて  
ください  
火のそばに

## 都市農業センター 市民農園 使用者募集

都市農業センター 〒891-1205 犬迫町4705 ☎238・2666

家族やグループで野菜づくりなどを楽しんでみませんか。

## ■申し込み資格

- ①家族用区画：市民(世帯単位)
- ②団体用区画：市内の事業所、地域の団体、幼稚園、学校など
- ③車いす使用者用区画：車いすを使用している市民(世帯単位)

## ■使用料、面積、区画数

| 区分      | 家族用区画 | 団体用区画 | 車いす使用者用区画 |
|---------|-------|-------|-----------|
| 使用料(年額) | 2400円 | 6000円 | 1200円     |
| 面積      | 20㎡   | 50㎡   | 10㎡       |
| 区画数     | 約260  | 約40   | 約5        |

※現在農園を使用中で、4月から引き続き使用をする人を除きますが、2年か3年まで更新できる区画もあります。

## 市民園芸講座 参加者募集

■内容：花の種類から種のまき方、苗の育て方など

■対象：市内に住む18歳以上の市民

■日時：2月22日(土)10時～12時

■会場：都市農業センター

■定員：60人(超えたら抽選)

■参加料：無料

■申し込み：往復はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて、2月14日(必着)までに都市農業センターへ※はがき1枚に1人



防護ネットを利用したごみステーション

## ごみステーションの防護ネットを無償で提供しています

■強風や動物によるごみの散乱を防ぐために、家庭のごみや資源物を出すごみステーションで使用するための防護ネットを無償で提供しています。

■ネットの管理は、そのステーションの利用者や町内会などで行っていただきます。

■本庁・伊敷・吉野・東松島支所管内と谷山支所管内の一部(星ヶ峯、皇徳寺、桜ヶ丘)は清掃事務所238・0201、その他の谷山支所管内は南部清掃工場261・5588へお問い合わせください。

## 消費生活一日セミナー

■テーマ：人と環境にやさしい住まいの提案「エコライフとインターネット」

■講師：鳥丸尚子氏(インターネットコーディネーター)

■日時：2月21日(金)14時～16時

■会場：消費生活センター

■定員：50人(超えたら抽選)

■参加料：無料

■申し込み：往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、託児(2歳以上)希望の人は子どもの氏名と年齢を書いて、2月14日(必着)までに〒891-0063 鴨池二丁目25-11 31市消費生活センター「消費生活一日セミナー」係252・1919へ

## 2月は省エネルギー月間です

■エネルギー資源には限りがある

## 電気、ガス、水道の各メーターには有効期間があります

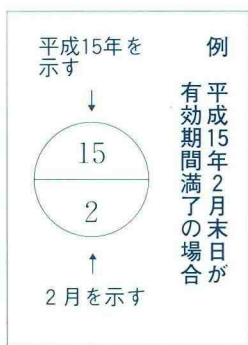
■電気、ガス、水道の各メーターは、計量法で有効期間が定められています。

・電力計(家庭用)：10年

・ガスメーター(家庭用)：10年

・水道メーター(家庭用)：8年

■各メーターには有効期間が示してあります。



■料金の計算に使用されているメーターは、有効期間が切れたら

いううちに取り替えるようにしてください。取り替えについては、契約されている電気、ガス、水道の各事業所かマンションなどの管理者に相談してください。

【計量検査所256・5633】

## 私道の降灰を除去します

■次の基準を満たす場合は申請してください。

・原則として、通り抜けできる幅4メートル以上の道路で、路面清掃車による作業が可能であること

・路面にでこぼこや穴などの損傷がなく、簡易な舗装がなされること

■認定路線になると、市道の降灰状況をみながら除去します。申請方法など詳しくは道路維持課216・1410へ

## 募集 男女共同参画センター 講座・相談

## 主催講座

■対象：市内に住むか通勤・通学する人

■講座名

①きものリフォーム講座

■日時：2月19日～3月19日の毎週水曜日、18時～20時(全5回)

■定員：15人(超えたら抽選)

■申込期限：2月12日(必着)

■会場：ママ・パパのための子育て交流セミナー(1～3歳児とその親)

■日時：2月22日～3月22日の毎週土曜日、14時～16時(全5回)

■定員：30人(超えたら抽選)

■申込期限：2月15日(必着)

■会場：サンエールかごしま

■受講料：無料(材料費などは実費負担)

## 女性のための年金相談

■年金について疑問に思っていることを、専門家に相談しませんか

■対象：市内に住むか通勤・通学する女性

■日時：2月26日(水)13時～16時、27日(木)18時～20時

※個別面談で1人30分程度

■会場：サンエールかごしま

■定員：合計10人(先着順)

■申し込み：2月25日(火)までに、電話で男女共同参画センターへ※託児あり(6カ月～小学2年生)

■お問い合わせ：〒891-0005 4荒田一丁目4-11 男女共同参画センター813・0852、FAX 813・0937、Eメール center@qtipianet.com

## 参加者募集 ワクワク ドキドキ水族館

## ワクワクきびなご塾

親子や友だち同士で参加しませんか。受け付けは、水族館の総合案内所で行います。講座の参加料は無料ですが、入館料は必要です。年間パスポートでも参加できます。

## ①貝の解剖教室

■対象：小学4～6年生  
■日時：3月1日(土)13時30分から  
■募集人員：24人(先着順)  
■受付開始日：2月1日(土)から

## ②魚の絵手紙に挑戦

■対象：小学1～3年生とその保護者  
■日時：3月15日(土)13時30分から  
■募集人員：16組32人(先着順)  
■受付開始日：2月15日(土)から

かごしま水族館 〒892-0814本港新町3-1 ☎226-2233

## 水族館ウィンタースクール

ビーチコーミングをしよう！～砂浜で宝物をみつけよう～

■内容：砂浜で貝殻や砂、流木、イカの甲などを拾って、ジェルキャンドルなどをつくる

■対象：小学3～6年生とその保護者  
■日時：2月23日(日)8時～17時

定員：20組40人(超えたら抽選)

場所：吹上浜

参加料：無料

申し込み：往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、性別、学校名、学年、電話番号を書いて、2月14日(必着)までにかごしま水族館「ウィンタースクール」係へ

## 5町の魅力を紹介

### 郡山町

スパランド・操・楽・良で  
体の芯からボカボカに  
なった満尾政春さん



郡山町は、甲斐川の上流域に位置する町。薩摩日光と称される花尾神社をはじめ、史跡も多く残っています。観光農園などを生かした都市農村交流型農業なども盛んで、早掘タケノコも有名。スパランド・操・楽・良は水着で遊べるお風呂や露天風呂もあって、極楽温泉。郡山町は、温泉が豊富で、八重山キャンパ村から一望できる市街地はとってもきれいだ。八重山公園では、家族でアスレチックを楽しむことができます。

### 松元町

上伊集院駅で電車を  
待っていた松田尚子  
さん



### 人口増加率は 県内第1位 (平成12年国勢調査より)

南九州西回り自動車道を利用すれば、鹿児島インターチェンジまでわずか5分。JRの駅も2つあり、上伊集院駅と西鹿児島駅まではたったの8分。鹿児島市へ通勤する人の割合は、県内で第1位と聞いています。私もよく買い物に行ったりしています。お茶の産地として、また卓球の町としても有名。平野岡健康づくり公園は体育館と温泉が併設されています。公園内には約1千本の桜があって、春はとってもきれいなんです。

### 喜入町

道の駅の売店で働  
いている松岡セツ  
子さん



喜入町は南北16kmの海岸線がある町。うちの店では、アオノリが人気商品のひとつ。世界最大の貯蓄能力を持つ石油備蓄基地は、町のシンボル的存在。温泉と室内温水プールなどがあるマリンスパ喜入は、県内最初の「道の駅」としても親しまれています。広大な森の自然に囲まれた「喜入の森」は、パンゴロやテントサイト、遊具施設、レストランなどがあり、キャンプや研修にもいいですよ。

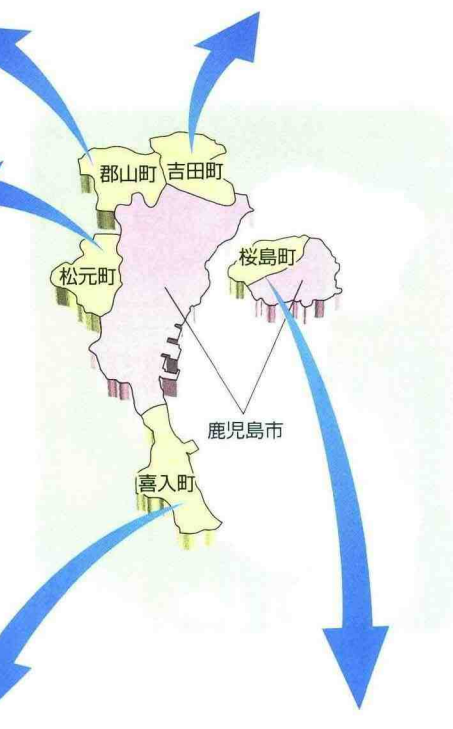
### 吉田町

総合運動公園でテニス  
をしていた山下和子さん



### 自然環境に 恵まれた田園の町

稲荷川の上流域に位置する吉田町は、県の総合教育センターや青少年研修センターなどがあり「教育の町」でもあります。高速道路のインターチェンジがあり、鹿児島空港まで車で約30分。この利便性を生かして流通センターなどの工場も進出しているんですよ。総合運動公園のテニスコートはナイター完備、文化行事にも利用できる文化体育センターもあります。仲間と体を動かして、気分もリフレッシュ！



### 桜島町

カンパチの養殖をして  
いる野原電太さん



### 霧島屋久国立公園 の中にある町

活火山「桜島」は、鹿児島が世界に誇る観光資源。鹿児島市街地とは海を隔てているけど、桜島フェリーは昼は10分ごと、しかも24時間運航しているのでもって便利。桜島港周辺には国民宿舎「レインボー桜島」があり、溶岩グラウンドや総合体育館などスポーツレクリエーション施設も充実。桜島大根や小みかんの産地としてはもちろん、カンパチやブリなどの養殖でも有名です。



## 特集 教えて市町村合併



## 鹿児島地区合併協議会を設置

最近、全国的な話題になっている市町村合併。鹿児島地区でも、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町の1市5町で構成する合併協議会が設置されました。

これで、市町村合併に関して、その是非も含めた協議がスタートしたと言えます。

私たちの生活に身近で重要な市町村合併の問題。でも、その内容は何かしら難しく感じて、なかなか関心が持てないという人も多いんじゃないでしょうか。

ニュースを見ていた小学生の合平くんもその一人。市町村合併に詳しいマチばあちゃんにいろいろと尋ねています。ちょっと耳をそばだててみましょう。

(本市の市町村合併に関する情報は、ホームページでもご覧になれます)  
【企画調整課 216-1107】

### 合併協議会の役割



合平 この前、鹿児島地区合併協議会ができたってニュースで言ってたけど、協議会って何なの。

マチ 合併協議会は、地方自治法に基づくもので、「合併するかどうかも含めて、合併についてのあらゆることの協議を行う」組織のことよ。

合平 でも、鹿児島地区の6つの市町って、どうやって決めたんだらう。

マチ 5つの町の人たちは、合併するとしてら鹿児島市としたという人が多いよ。

合平 それに道路や交通網が整備されて、実際にこの5町から鹿児島市に通勤・通学、それに買い物にきている人は多いの。

合平 このように、1市5町は日常生活圏が一体化していることなどから、この1市5町で合併について話し合うことになったのよ。(別表参照)

合平 身近な事項もこれから協議会で

合平 合併すると、どんなまちになるんだらう。

マチ それは、合併協議会でどんなまちにしたいか」を話し合っ

合平 その中で、それぞれの地域に住んでいる人が意見を出し合

合平 合平へえ。合併協議会って、まちづくりを話し合うためのものなんだ。

合平 それだけじゃないの。合

### 市町村合併って何



合平 ねえ、おばあちゃん。ニュースで市町村合併ってよく聞くけど、いったい何なの。

マチ 一言で言ううと、いくつかの市や町が合わさって新しい市や町をつくったりすることだよ。

合平 何かイメージわかないな。

マチ 最近では、平成13年に浦和市と大宮市、与野市の3市が合併して「さいたま市」になったよ。

合平 鹿児島市もこれまでに5回、市町村合併をさせているのよ。

合平 そう言えば、35年ぐらい前に鹿児島市と谷山市が合併したって聞いたことあるな。

合平 時勢に合わせた行政サービスを行

合平 なぜ今、市町村合併が必要

要だと言われているの。マチ 今の市町村の枠組みは、おおまかには昭和30年ごろに決まったものの。その後、50年間で社会情勢が大きく変化しては、市町村の枠組みについて大きな見直しが必要になってきたのよ。

合平 ということは、今回の市町村合併は、時代の流れに合わせた効率的な行政サービスを行うために、市町村の枠組みを考えたことなんだろう。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。マチ そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

合平 そう。例えば、増えている高齢化社会って言うんだね。

合平 うん、知ってるよ。少子高齢化社会って言うんだね。

### 1月号「市営施設クイズラリー」の答え

|     |   |     |   |      |   |
|-----|---|-----|---|------|---|
| 第1問 | イ | 第5問 | ア | 第9問  | ウ |
| 第2問 | ア | 第6問 | ウ | 第10問 | イ |
| 第3問 | ウ | 第7問 | イ | 第11問 | ア |
| 第4問 | イ | 第8問 | ア | 第12問 | ウ |

たくさんの応募、ありがとうございました。各問とも、説明文の中にヒントがあったんですが、気づきましたか。第10問の「掃除山遺跡」の正解率が、他の問題と比べると低かったです。正解者の中から抽選で200人に賞品をお送りします。当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。来年もお楽しみに！

| 1市5町の比較 (別表) |                     |                                  |                          |                 |
|--------------|---------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------|
|              | 人口(比率)<br>※1        | 面積(比率)<br>※1                     | 鹿児島市役所からの<br>移動時間(距離)※2  | 通 勤 率<br>(順位)※3 |
| 鹿児島市         | 552,098人<br>(91.7%) | 289.79km <sup>2</sup><br>(53.0%) | —                        | —               |
| 吉 田 町        | 11,736人<br>(2.0%)   | 54.79km <sup>2</sup><br>(10.0%)  | 27分<br>(15.8km)          | 41.3%<br>(2位)   |
| 桜 島 町        | 4,678人<br>(0.8%)    | 32.19km <sup>2</sup><br>(5.9%)   | 約30分(約10km)<br>(フェリーを利用) | 34.3%<br>(4位)   |
| 喜 入 町        | 12,802人<br>(2.1%)   | 61.15km <sup>2</sup><br>(11.2%)  | 52分<br>(30.1km)          | 32.0%<br>(5位)   |
| 松 元 町        | 12,065人<br>(2.0%)   | 51.05km <sup>2</sup><br>(9.3%)   | 29分<br>(17.0km)          | 45.8%<br>(1位)   |
| 郡 山 町        | 8,314人<br>(1.4%)    | 57.75km <sup>2</sup><br>(10.6%)  | 29分<br>(16.7km)          | 35.2%<br>(3位)   |
| 合 計          | 601,693人            | 546.72km <sup>2</sup>            | —                        | —               |

※1 平成12年国勢調査による  
※2 移動時間は、時速35kmの車で移動した場合の所要時間  
※3 各町で鹿児島市への通勤者の占める割合。順位は県内における順位

### 鹿児島市の将来を考えよう



合平 これまでも、それぞれの市や町で意識調査などが行われてきたんだね。

合平 そう。その他、鹿児島市では各種団体と意見交換会を行ったり、市内全域で市民説明会を開いたりしてきたの。

合平 これまで1市5町ではどんなことが話し合われてきたの。

合平 市長や町長の話し合いの中で、4つの基本的な事項が確認されているのよ。

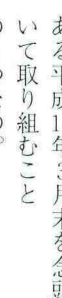
合平 確認事項の内容って。

合平 ・合併の方式は、鹿児島市への編入合併とすること

合平 ・新しい市の名前は、鹿児島市とすること

合平 ・新しい市役所の位置は、今の鹿児島市役所の位置とすること

合平 ・合併は、合併特例法の期限で



合平 確認事項の中にある「合併特例法の期限」って何なの。

合平 市町村合併は本来、いつまでに行なう必要があるかという決まりはないのよ。だけど、現在の市町村を取り巻く情勢などを踏まえて、合併を促進するために「市町村の合併の特例に関する法律」があるの。

合平 これがいわゆる「合併特



合平 市町村合併は、国や県が無理やりさせるものではなく、それぞれの住民の自主的な判断によってすることが大切。

合平 だから、合併の議論は情報を公開しながら住民も参加した上で進めていく必要があるの。

合平 それで、これまでも「市民のひろば」などでお知らせしてきたんだね。

合平 そう。市町村合併は、市政の根幹に係わる重要な問題。だから、市民の合意を得ながら進めていくことが大事なのよ。

合平 将来、みんなが合併してよかったと思えるようなものでなければならぬわね。

合平 そう思う。

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

合平 マチ そのためには、合併協議会で話し合

### さらに詳しく合併協議会



Q1 合併協議会でまとめる「市町村建設計画」や「合併協定書」って。

A1 「市町村建設計画」とは、新市のまちづくりのマスタープランの役割を果たすもの。次のような事項を内容としているの。

ア 新市の建設の基本方針 イ 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項 ウ 公共的施設の統合整備に関する事項 エ 新市の財政計画

「合併協定書」とは、合併協議会で協議が整った次のような事項をまとめたもの。合併にあたって関係市町が調印することになるのよ。

ア 基本4項目(合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置、合併の期日) イ 合併特例法に定める協議内容(議会の議員の定数や任期の取り扱い、一般職の職員の身分の取り扱いなど) ウ 事務事業の取り扱い など

Q2 鹿児島市は、これからどのように情報を公開していくの。

A2 合併協議会で幅広く議論される情報をお知らせすることで、合併について最終的な判断をする市民の皆さんや議会に対して、その具体的な判断材料を提供できると考えているのよ。

だから、合併協議会で協議された事項は、随時、市民のひろばやホームページでお知らせしていくそうよ。

また、合併協議会では、合併に関する広報紙を創刊し、全世帯に配布する予定なのよ。

# 一般

## かごしま旬のおさかな料理教室

◇内容：魚を主にした料理の実習と試食 ◇対象：市民  
◇日時：2月22日(土) 10時30分～14時 ◇会場：鹿児島県庁  
◇定員：36人(超えたら抽選) ◇参加は無料 ◇申し込み：往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、2月13日(必着)までに〒892-0083 5城南町37-2 魚類市場魚食普及協議会 223・0310へ

## 市民ギャラリー

【別館1階】◇2月10日(月)～14日(金)：冬の省エネパネル展 ◇2月17日(月)～21日(金)：城山写真友会写真展 ◇2月24日(月)～28日(金)：鹿児島市あいご会活動展 ◇3月3日(月)～7日(金)：平成14年度明るい選挙学習コンテンツ作品展  
【東別館2階】◇3月3日(月)～7日(金)：くらしの防火展  
◇管財課 216・1159

## 今月のことば 養護老人ホーム

○家庭環境や経済的事情などから家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の人が市に申請し、所得などの審査を受けて入所、生活する施設で、本人・扶養義務者の収入に応じて利用料を負担します。

○これに対して、特別養護老人ホームは、家庭での介護が困難な、要介護1以上の高齢者に日常生活の介助や機能訓練などを行う施設で、利用者と施設との契約で入所します。

※10面に掲載



## 国際交流活動助成制度

◇組織的な民間の国際交流団体が行う国際交流事業の実施に必要な経費の一部を助成します ◇対象：本市の国際交流の推進に役立つと認められるもの(営利などを目的とするものを除く) ◇申請期限：事業実施の1カ月前まで  
【国際交流課 216・1131】

## 県営住宅空き家待ち順位登録

◇物件：下荒田ほか9団地  
◇申込書の配布：2月17日(月)～21日(金) ◇受付期間：3月4日(火)～6日(木) 9時～16時 ◇抽選日：3月18日(火) ◇申し込み・問い合わせ：財源住宅・建築総合センター 224・4539へ

## 星ヶ峯墓園 墓用者募集

◇対象：市内に墓地などがない市民で、3年以内に納骨施設を建立できる人(申し込みは1世帯で1人) ◇区画数：45(特等1号) ◇使用料：42万円(6㎡) ◇現地説明会：2月16日(日) 10時～15時、星ヶ峯墓園市管理事務所前  
◇受付期間：2月17日(月)～21日(金) ※墓地使用許可申請書、印鑑を持参 ◇抽選：2月27日(木)

月27日(木)

## 危険住宅移転事業

◇危険住宅の撤去費用と新たな住宅の建設・購入のための金融機関から融資された借入金の利子相当額を、補助金(条件によって異なる)として交付 ◇原則、昭和46年8月31日以前建築の住宅が対象  
◇限度額は除却等費が78万円、建築費が444万円、土地取得費が206万円、造成費が58万円  
【建築指導課 216・1358】



## 中小企業向け融資制度

【季節資金】◇一時的に必要な運転資金にご利用ください  
◇融資限度額：600万円  
◇融資利率：年1・75%  
◇融資期間：1年以内 ◇保証人：1人以上 ◇信用保証料：実負担率は年0・65%  
◇金融機関で申し込んでください

## 商工総務課 216・1324

◇対象：平成15・16年度に市が発注する建設工事・測量業務などの入札参加を希望する法人か個人(水道局を除く)  
◇業種：土木、建築、電気、管、舗装、造園、測量、設計、地質調査など ◇受付期間：2月20日(木)～3月20日(木)

## 名鉄の行き先写真募集

### 募集

■平川動物公園では、交通局で廃止された電車(車体番号510)と蒸気機関車(C57形151号機)を展示する「SL・トラム展示学習ゾーン」を整備しました。

### 1 電車の行き先名募集

◇展示される電車の行き先名を募集します。12点を選出し、月替わりで電車に表示します。

◇規定…漢字、かな、カタカナ6文字以内

◇対象…小学生と幼児

◇応募方法…はがきに住所、氏名、年齢(学年)、学校名、電話番号、行き先名とその理由を書いて、2月28日(必着)までに〒891-0133平川町5669-1平川動物公園「電車の行き先名募集」係へ  
※採用者には賞品を差し上げます。

### 2 電車・SL(蒸気機関車)の写真募集

◇電車(車体番号510)とSL(C57形151号機)が現役で活躍していた当時の写真を募集します。そのほかの機種でも貴重なものがあればご提供ください。

◇撮影者の名前入りパネルにして、電車内に展示します。

◇規定…フィルムかプリント

◇応募方法…住所、氏名、年齢、職業、電話番号、撮影場所、撮影年月日、題名を書いた紙を添え、3月10日(必着)までに〒891-0133平川町5669-1平川動物公園「電車・SLの写真募集」係へ  
※提供者には記念品を差し上げます。  
【平川動物公園 261・2326】



◇契約課で提出要領などを配布・受け付け  
【契約課 216・1163】

◇対象：平成15・16年度に水道局が発注する建設工事・設計業務などの入札参加を希望する法人か個人 ◇業種：土木、建築、電気、機械器具設置、設計など ◇受付期間：2月20日(木)～3月20日(木)  
◇経理課で提出要領などを配布・受け付け  
【水道局経理課 257・7111】

## 家の取り壊しや住宅用地の利用状況変更などは届け出を

◇固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます  
◇家屋の取り壊しや名義変更は、登記家は法務局へ、未登記家は資産税課が各支所税務課(係)へお届けください  
◇住宅が建っている土地は税が軽減されます。住宅用地の利用状況に変更があった場合はお届けください  
【資産税課 216・1181】

## 市税の納付は確実・便利な口座振替で

◇納期ごとに市役所や金融機関などに出かける必要がなく、便利で安心です ◇金融機関・

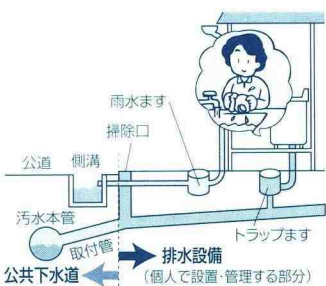
## 今月の納期

◇国民健康保険税 第9期  
◇介護保険料 第9期  
◇下水道受益者負担金 第4期

2月28日まで

## グリーストラップは定期的に清掃を

◇グリーストラップ(グリース阻集器)とは、飲食店などの厨房から出る排水に含まれる油脂類が公共下水道に流れないよう除去する機器です  
◇定期的に清掃しないと取付管や汚水管などを詰まらせる原因になります ◇清掃のポイント：①毎日1回はスクリーンかごを清掃 ②1週間に1回は上に浮いた油(グリース)を除去 ③1カ月に1回はトラップの底にたまった沈殿物を除去 ④2～3カ月に1回は排水トラップ内部を清掃  
【水道局給排水設備課 257・7111】



## 排水設備は正しく使いましょう

◇排水設備の維持・管理は、建物の所有者や使用者が行わなければならない  
◇快適な暮らしと環境を守るため、排水設備は正しく使いましょう  
◇自分で修理できない排水設備の水漏れや詰まりなどは、水道局の指定排水設備工事業者へ修繕を依頼してください  
【水道局給排水設備課 257・7111】

## 交通安全啓発ビデオの無料貸し出し

◇地域の集会所や各種会合などで活用ください ◇ビデオ名：「ズッコケ三人組 自転車の安全教室」「次々・喜多のお年寄りの交通安全」など  
◇詳しくは市交通安全市民運動推進協議会(交通安全課内) 216・1209へ

## 交通災害共済

1 口年600円 2 口加入で最高260万円の見舞金

### ■出張受け付け

13時30分～16時

2月14日(金) 田上福祉館

21日(金) 千年団地公民館

26日(水) 吉野公民館

27日(木) 西郷蒲谷公民館

28日(金) 東郷蒲谷公民館

《見舞金額(1口あたり)》

死亡見舞金 130万円

傷害見舞金

基本額 1万円

入院加算 1日800円

通院加算 1日600円

※見舞金の請求には、交通事故証明書が必要です。万が一事故にあったら、すぐに警察に届け出を。

平成14年市内の交通事故発生状況(年間)  
○件数 4,920件 ○死者 21人 ○負傷者 5,881人

【交通安全課 216-1209】

## 特定優良賃貸住宅入居者募集

新築住宅 アーク谷山(谷山中央七丁目16-10)

◇募集戸数…20戸 ◇規模…3LDK/5階建て

◇家賃…6万4000円～7万2000円※別途敷金(家賃の3カ月分)、共益費3000円、駐車場3000円

※所得が一定額以下の場合は、所得に応じて家賃の一部補助あり

◇問い合わせ…都市研不動産 257-0155へ

◇資格…①各種控除後の平均月額所得が原則として20万～60万1000円の世帯、②同居親族があるなど

◇募集期間…2月10日(月)～17日(月)

◇申し込みに必要なもの…入居申込書、世帯全員の住民票、所得額証明書、健康保険証の写し、納税証明書など

【住宅課 216-1363】

情報満載 ご利用ください

## 交通局のホームページ

(アドレス) <http://www.city.kagoshima.kagoshima.jp/koutuu.nsf>

■役立つ バスや電車の路線図、時刻表、運賃表など

■楽しむ 停留所の名前の由来、市電・市バスの歴史の紹介、車窓からの風景写真など

■ビジネスに 広告電車・バスのご案内  
【交通局経営企画課 257-2111】

PR効果抜群 走る広告塔  
車体広告、車内ポスターをご利用ください  
【交通局経営企画課 257-2102】

◆申し込み  
電話が窓口で直接申し込むか、はがきに住所、氏名、電話番号を書いて2月14日(必着)までに〒890-0063 鴨池二丁目31-18市立図書館「文化講座」係250-8500へ

## 放課後の生活と遊びの場

利用者  
募 集

## 児童クラブ

■仕事などで、昼間保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後の生活と遊びの場、「児童クラブ」を設置しています。



明和児童クラブ

◇開設…平日13時～17時、土曜日12時～17時(夏休みなど9時～17時)

◇保護者負担あり(月額3500円ほか)

◇申し込みは、直接下記の児童クラブへ

| クラブ | 所在地     | 電話       | クラブ | 所在地      | 電話       |
|-----|---------|----------|-----|----------|----------|
| 川上  | 川上町     | 244-8393 | 西紫原 | 紫原三丁目    | 285-6550 |
| 吉野  | 吉野町     | 244-6845 | 桜丘西 | 桜丘二丁目    | 264-2164 |
| 吉野東 | 吉野町     | 243-9771 | 桜丘東 | 桜丘五丁目    | 275-2614 |
| 清水  | 春日町     | 248-1326 | 東谷山 | 魚見町      | 268-6700 |
| 大明丘 | 大明丘一丁目  | 244-3770 | 西谷山 | 上福元町     | 267-5616 |
| 草牟田 | 城山二丁目   | 226-6356 | 錦江台 | 下福元町     | 261-9668 |
| 坂元  | 玉里団地三丁目 | 220-7826 | 福平  | 下福元町     | 262-3190 |
| 明和  | 明和二丁目   | 281-2013 | 星峯東 | 星ヶ峯一丁目   | 264-0645 |
| 西田  | 薬師二丁目   | 285-5403 | 星峯  | 星ヶ峯四丁目   | 264-0006 |
| 武   | 武一丁目    | 254-9462 | 皇徳寺 | 皇徳寺一丁目   | 275-0350 |
| 広木  | 田上町     | 275-5353 | 宮川  | 皇徳寺四丁目   | 275-2642 |
| 岡岡  | 武岡三丁目   | 281-6348 | 谷山  | 谷山中央一丁目  | 267-6523 |
| 武岡台 | 武岡五丁目   | 281-3757 | 和田  | 和田一丁目    | 267-4134 |
| 西陵  | 西陵一丁目   | 281-2136 | 中山  | 中山二丁目    | 264-3415 |
| 原良  | 永吉一丁目   | 259-3832 | 伊敷  | 伊敷町      | 229-1870 |
| 八幡  | 下荒田三丁目  | 254-9477 | 伊敷台 | 伊敷台五丁目   | 229-5160 |
| 中郡  | 郡元二丁目   | 254-4918 | 花野  | 花野光ヶ丘二丁目 | 228-0491 |
| 紫原  | 紫原二丁目   | 259-1335 | 玉江  | 下伊敷一丁目   | 220-5721 |

■児童クラブは、下記の施設にもあります。日時、保護者負担金、申し込み方法など各施設に問い合わせてください。

| 校 区 | 施設 学 舎  | 所 在 地  | 電 話      |
|-----|---------|--------|----------|
| 山下  | 集成幼稚園   | 加治屋町   | 222-7084 |
| 松原  | 谷大幼稚園   | 新田上町   | 223-6615 |
| 向陽  | ひろき保育園  | 田上四丁目  | 264-7482 |
| 田上  | 上幼幼稚園   | 田上四丁目  | 259-1133 |
| 清和  | 竹迫保育園   | 中山町    | 268-9898 |
| 西伊敷 | こまどり保育園 | 西伊敷二丁目 | 220-9722 |
| 伊敷  | 伊敷保育園   | 伊敷町    | 229-8851 |

【児童家庭課 216-1259】

## 修学・就学支度資金

◇対象…市内に住む母子家庭の児童や父母のいない児童  
◇修学資金…高校、大学などの修学に必要な資金(ほかの奨学資金の受給児童を除く)  
◇就学支度資金…今春進学分の入学金、就学に必要な衣服

## 市民福祉手当

■平成14年度分の市民福祉手当の申請が済んでいない人は、早めに手続きをしてください  
◇手当額…2万4000円  
◇受付場所…本庁、各支所  
◇特別障害者手当などの受給者、福祉施設への措置入院者、精神病院などへの措置入院者

は除く※申請は毎年必要です  
【遺児等修学手当】  
◇対象…平成14年4月1日現在で1年以上市内に住み、次のいずれかに該当する義務教育中の児童①父母が離婚②父母の一方が死亡、重度の障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A・B所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級)、引き続き1年以上の遺棄・拘禁・行方不明③婚姻によらない出生など  
◇申請できる人…対象児童を扶養している保護者(所得制限なし) ◇申請に必要なもの…①平成14年4月1日以降

に発行された申請者と児童の戸籍謄本か戸籍の全部事項証明書②申請者名義の銀行預金通帳③印鑑※父母が重度障害者の場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳も必要  
◇児童家庭課216・1260、谷山福祉事務所福祉課269・2111  
【重度障害者(児)手当】  
◇対象…平成14年10月1日現在(20歳未満の人は平成14年4月1日現在)で1年以上市内に住み、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級所持者②療育手帳A・A・B所持者③精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者④心身の障害が①③と同等と認められる人 ◇申請できる人…本人が介護している人  
◇申請に必要なもの…①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳②申請者名義の銀行預金通帳③印鑑  
◇障害者福祉課216・1273、谷山福祉事務所福祉課269・2111

平成15年度分  
保育所入所希望者募集  
◇4月以降の保育所の入所申し込みを受け付けています  
◇対象…保護者が仕事、出産、疾病、看護などのため家庭で保育できない就学前児童  
◇第2期の受け付けは、2月20日(木)まで  
◇児童家庭課216・1258、谷山福祉事務所福祉課269・2111  
【母子・寡婦・父子家庭介護人派遣事業】  
◇対象…市内に住む母子・寡婦・父子家庭で、次の理由で介護・家事などが必要な世帯①技能習得のための修学、就職活動など②疾病、事故、出張など ◇費用は生計中心者の前年の所得に応じて自己負担あり ◇利用希望者は、あ

らかじめ登録が必要  
◇児童家庭課216・1259  
【老人介護手当】  
◇対象…要介護3以上で65歳以上の在宅の寝たきりか重度の痴ほうの高齢者を扶養し、同居かこれに準ずる状態で6カ月以上介護している人(高齢者、介護者ともに2月1日現在、市内に1年以上住んでいる人) ◇支給額…月額9万円(ただし、国の特別障害者手当や経過的福祉手当の受給者を介護している人は月額4万5000円) ◇申請期限…2月25日(火)  
◇問い合わせ…申し込み…各団体の活動に関連する市の担当課へ(町内会は市民参画推進課、老人クラブは高齢者福祉課など)

【地域福祉課 216-1244】

## みんなで支える 介護保険

## ■高額介護サービス費の払い戻し

◇介護保険のサービスを利用した場合、同一世帯の1カ月の利用者負担の合計額が下表の世帯上限額を超えたときは、申請するとその超えた額が払い戻されます。(ただし、福祉用具購入費、住宅改修費や施設での食事代などを除く)

| 所得の区分                      | 世帯上限額   |
|----------------------------|---------|
| 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 | 15,000円 |
| 世帯全員が市民税非課税の人              | 24,600円 |
| 上記以外の人                     | 37,200円 |

◇申請に必要なもの…介護保険被保険者証、領収書(原本)、印鑑、本人名義の普通預金通帳(郵便局以外の金融機関)、老齢福祉年金受給者証(受給者のみ)

◇対象者は、本庁・各支所の介護保険窓口へ

## ■介護保険の住宅改修費の支給

◇在宅の要介護・要支援者が居住する住宅の段差解消や手すり取り付けなどの小規模改修の工事費20万円を上限にその9割分を支給します。

◇改修のアドバイスを受たり、支給申請書の添付書類を作成したりする必要がありますので、工事着工前に必ず介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談してください。

◇この制度を悪用した訪問販売などが問題になっています。工事の依頼、契約をするときは、見積書などの内容を十分に確認してください。

## ■よりよい訪問介護事業者を選ぶためのチェック事項例

◇選ぶときに  
・どんな介護をするのか書かれた書類(重要事項説明書)を受け取りましたか。わかりやすいものですか。  
・急な出来事が起こったときに、相談できるホームヘルパーの責任者はだれか、どのように連絡するか確認しましたか。  
・利用料と支払い方法は、わかりやすく書かれていますか。  
◇契約を結ぶときに  
・契約のときに説明のなかったお金の支払いや、物品やサービスの押し付けはありませんでしたか。  
・その日のあなたの体の調子を聞いて、介護方法を工夫してくれませんか。  
・気持ちが明るくなったり、自分でできることが増えたり、日ごろの暮らしが良い方向に変わってきたと感じますか。  
※この他のチェック事項は、介護保険課が各支所介護保険担当窓口にあります。ホームページにも掲載してあります。  
【介護保険課 216-1280】

## 老人医療制度の高額医療費支給申請

■昨年10月1日から医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻されます。申請がまだの人は高齢者福祉課や各支所窓口で必ず申請してください。

| 世帯区分    | 自己負担限度額 |                                              |
|---------|---------|----------------------------------------------|
|         | 外来(個人)  | 入院、外来合算(世帯)                                  |
| 一定以上所得者 | 40,200円 | 72,300円+1% (40,200円)※医療費の361,500円を超えた分の1%を加算 |
| 一般      | 12,000円 | 40,200円                                      |
| 低所得Ⅱ※1  |         | 24,600円                                      |
| 低所得Ⅰ※2  | 8,000円  | 15,000円                                      |

※1：世帯全員が市民税非課税で、低所得Ⅰ以外の人  
※2：世帯全員が市民税非課税で、一定の所得基準以下の人

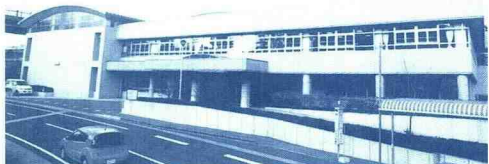
◇申請に必要なもの…健康保険証(原本)・老人医療受給証・印鑑・振込先の通帳(郵便局を除く)・口座名義人の印鑑(申請者と口座名義人が異なる場合)  
【高齢者福祉課216-1268・谷山福祉事務所福祉課269-2111】

## 養護老人ホーム

■65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済上の理由から家庭で生活することが困難な人のための施設です。市内に「いしき園」と「慈眼寺寿光園」があります。

【高齢者福祉課216-1267・谷山福祉事務所福祉課269-2111】

## 知的障害者福祉センターの愛称が「ふれあい館」に決定



◇知的障害者福祉センター(星ヶ峯二丁目1-1、☎264-8711)の愛称を利用者やボランティアから募集し選考した結果、「ふれあい館」に決定しました。

【障害者福祉課 216-1272】

## 加入団体募集 市民奉仕活動賠償傷害保険

■奉仕活動中に負傷、死亡した場合や、行事参加者などに損害を与えた場合に保険金で補償します。

■加入期間…4月1日～来年3月31日

現在加入中の団体も必ず申請をしてください。

◇加入対象団体…市内を拠点に年2回以上の奉仕活動を行う、5人以上の団体

◇保険料…市が全額負担

◇申請期限…2月25日(火)

◇問い合わせ…申し込み…各団体の活動に関連する市の担当課へ(町内会は市民参画推進課、老人クラブは高齢者福祉課など)

【地域福祉課 216-1244】

年金受給者のみなさんへ  
国民年金 公的年金の『源泉徴収票』が交付されます

◇平成14年中に支払われた年金の支給総額、介護保険料額、源泉徴収税額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に社会保険庁などから送付されます。

※障害年金・遺族年金は非課税のため、送付されません

◇源泉徴収票は、確定申告の際に添付資料として必要ですので、大切に保管してください。

◇もし、源泉徴収票を紛失した場合は、鹿児島北社会保険事務所(住吉町6-8)か、鹿児島年金相談サービスセンター(アイムビル8階)で再交付の手続きができますので、年金証書、印鑑持参で相談してください。

【国民年金課 216-1224】

## 市民インタビュー



福永悦子さん  
(主任指導員)

### 子どもの健やかな成長に 児童クラブのご利用を

○明和児童クラブで子どもたちの世話をしています。毎日、約40人の子どもたちが元気よく遊んでいるんですよ。  
○恵まれた環境の中で、集団生活を体験しながら、日々すくすく成長しているようです。  
○これからも、家庭的な雰囲気を感じたいと思っています。

### 保健所問い合わせ先

- |           |              |           |
|-----------|--------------|-----------|
| ●生活衛生課    | ●保健予防課       | ☎258-2321 |
| ●中央保健センター | ☎258-2321    |           |
| ☎890-8543 | 鴨池二丁目25番11号  |           |
| ●東部保健センター | ☎216-1310    |           |
| ☎892-0816 | 山下町10番5号     |           |
| ●南部保健センター | ☎268-2315    |           |
| ☎891-0141 | 谷山中央五丁目26番7号 |           |
| ●西部保健センター | ☎252-8522    |           |
| ☎890-0023 | 永吉二丁目21番6号   |           |

■現在使用中の敬老パス、友愛パス、友愛タクシー券は、3月31日で使えなくなりますが、

### 敬老パス・友愛パス などの切り替え

◇市に住民登録のある満70歳以上の市営バス、市内を運行する市電・市営バスが民営バスに無料で乗車できる敬老パスと、市内の公衆浴場に無料で入浴できるすこやか入浴券を交付しています。◇申請手続きは、満70歳の誕生日から申請できます。印鑑持参で、高年齢者福祉課216・1267、谷山福祉事務所269・2111、各支所窓口へ

◇障害者福祉課216・1273、谷山福祉事務所福祉課269・2111へ

◇友愛バス・友愛タクシー券は、4月から使用できる友愛パス・友愛タクシー券は、3月中旬に本人あて郵送します

◇現在友愛バスを持っている人で、2月20日以降70歳になる人は敬老パスの交付申請をして、友愛バスは返していただき※友愛タクシー券の交付を受けた人は友愛バス、敬老パスの交付は受けられません

## 第3回 ボランティアフェスタ

～はじめよう！ちょボラから～

◇日時 2月23日(日)10時～15時  
◇会場 かごしま市民福祉プラザ(入場無料)

○記念講演(13時30分～15時)  
「一度きりの人生、一度きりの巡り会い」  
講師 久里 千春さん(女優)

○ボランティア活動の発表

(演芸、演奏、子育てサロンの紹介など)

○車いす、アイマスク、点字などの体験

※書き損じはがきや古切手を福祉に役立てるコーナーを設置します。家庭で眠っているものがあれば提供をお願いします。

一広げようボランティアの輪

市社会福祉協議会 ボランティアセンター

■「来てみて 見てみて やってみよう！」をキャッチフレーズにボランティア活動をする人と活動を求める人の橋渡しや情報・活動の提供などの支援をしています。

【ボランティアセンター 221-6070】



## 健康

### かごしま温泉健康プラザ 上手な利用講座

◇内容：体験発表、小窪浩子氏(セイカススポーツセンターアスレチック・エアロビクス部課長)の講演「水中運動で足腰きたえて素敵にシェイプアップ！」

◇日時：2月18日(火)13時30分～15時30分  
◇会場：西部保健センター2階講堂 ◇受講は無料、どなたでも参加できます(申し込み不要)

### 健康づくり推進課

216・1492

### 育児教室

◇内容：発育としつけ、離乳食、家族計画 ◇対象：平成14年9月以降に生まれた初めての子どもをもつ親とその家族

◇日時：3月4日～25日の毎週火曜日13時30分～15時30分(全4回) ◇場所：中央保健センター ◇受講は無料  
◇申し込み：2月21日(金)まで電話で中央保健センターへ

### 乳幼児健康診査を受けましょう

■子どもの健康や健全な発育発達のために必要です。必ず

受診してください  
■3カ月・7カ月・1歳児の健康診査は医療機関に委託して実施しています。赤ちゃんセットと母子健康手帳を持参してください  
■長期の里帰りなど市外(県内)の医療機関で受診を希望される場合、事前に保健予防課へ連絡してください

### 保健予防課

### 年1回がん検診を受けましょう

### 【集団検診】

◇胃・肺・大腸がん検診：40歳以上の市営バス、市内を運行する市電・市営バスが民営バスに無料で乗車できる敬老パスと、市内の公衆浴場に無料で入浴できるすこやか入浴券を交付しています。◇申請手続きは、満70歳の誕生日から申請できます。印鑑持参で、高年齢者福祉課216・1267、谷山福祉事務所269・2111、各支所窓口へ

### 【個別検診】

◇子宮・乳・大腸がん検診は医療機関でも受診できます

### 歩行困難者の胸部レントゲン検診

◇対象者：在宅で寝たきりや歩行困難などのため検診会場などに行けない人 ◇申し込み：保健予防課へ問い合わせください

### 基本健康診査

■生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のために基本健康診査を受けましょう

◇対象：40歳以上(昭和37年以前生まれ)の市民が32歳(昭和45年生まれ)の女性※ただし職場などで受診できる人は除く  
◇検診項目：問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査など  
◇実施場所：市内の病院・診療所、各保健センター ◇検診料：無料、(すこやか受診券)対象者に送付済)を必ず持参すること  
◇受診できる医療機関など詳しくは保健予防課へ

### ミニドック検診

◇対象：昭和27年生まれと昭和37年生まれの市民※ただし、職場などで受診できる人は除く  
◇内容：基本健康診査、がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳がん)、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、腹部超音波検診 ◇検診料：男性7000円、女性1万円(生活保護世帯の人、市民税非課税世帯の人は無料、ただし、証明が必要) ※検診には「すこやか受診券」のすべての受診券が必要、定員になりしだい締め切ります ◇申し込み：電話で県民総合保健センター216・2332へ

### 猫の飼い主のみなさんへ

◇名札など身元の表示をつけ、愛情と責任をもって飼いまししょう ◇猫は室内で飼ひ、子猫を産ませたくない場合、不妊去勢手術を受けさせましよう ◇飼えなくなった猫は無料で市動物管理事務所264・1237で引き取ります※印鑑を持参してください  
(生活衛生課)

## 休日と夜間の救急診療



### ●休日の昼間

◆内科(8科)・・・225-1499・258-2323～5 (下表)  
◆歯科・・・口腔保健センター 223-0378  
※都合により、休日在宅医が変わることがあります

### ●夜間

◆夜間救急センター(内科・小児科) 225-1499

### ◆全夜間輪番在宅医(外科)

225-1499・258-2323～5

### ◆市内歯科診療所の輪番制

222-0574

### ◆夜間救急薬局

239-8180

2月11日(祝)  
内科  
今給黎総合病院(下竜尾町) 226-2211  
国東内科小児科(山之口町) 224-6958  
武井内科クリニック(鴨池二丁目) 285-0051  
東開内科クリニック(東開町) 260-2001  
小児科  
上村医院(谷山塩屋町) 268-2016  
外科  
今給黎総合病院(下竜尾町) 226-2211  
松窪外科(小松原二丁目) 267-0311  
整形外科  
梅津整形外科医院(川上町) 244-6300  
皮膚・泌尿器科  
今給黎総合病院(下竜尾町) 226-2211  
産婦人科  
今給黎総合病院(下竜尾町) 226-2211  
眼科  
有馬眼科クリニック(東千石町) 224-3149  
耳鼻科  
黒木耳鼻咽喉科(真砂町) 252-8292  
2月16日(日)  
内科  
中町診療所(中町) 222-4603

たけ内科(田上六丁目) 255-3322  
鹿児島厚生連病院(天保山町) 252-2228  
溝口内科医院(山田町) 265-5698  
小児科  
森小児科医院(東谷山一丁目) 268-2887  
鹿児島厚生連病院(天保山町) 252-2228  
相良外科医院(東谷山一丁目) 268-2281  
整形外科  
藤善整形外科(田上八丁目) 281-0002  
皮膚科  
ひさど皮膚科クリニック(田上三丁目) 254-8833  
産婦人科  
産婦人科のほり病院(荒田一丁目) 256-1313  
眼科  
ひかり眼科(千日町) 222-3434  
耳鼻科  
あまたクリニック(桜ヶ丘四丁目) 264-5553  
2月23日(日)  
内科  
プリムラクリニック(東千石町) 224-1511  
川平クリニック(西田二丁目) 256-5252  
隆成会病院(郡元二丁目) 257-1411  
迫口医院(桜ヶ丘二丁目) 264-2161

小児科  
井上小児科医院(下福元町) 262-3811  
外科  
小田代病院(荒田一丁目) 253-8111  
迫口医院(桜ヶ丘二丁目) 264-2161  
整形外科  
なかもろ整形外科クリニック(西伊敷一丁目) 228-7841  
泌尿器科  
東クリニック(郡元三丁目) 252-8289  
産婦人科  
うのきクリニック(上荒田町) 286-4422  
眼科  
岩下眼科医院(東千石町) 225-6423  
耳鼻科  
耳鼻咽喉科田上クリニック(田上一丁目) 258-4133  
3月2日(日)  
内科  
緑ヶ丘クリニック(緑ヶ丘町) 243-0095  
高田病院(堀江町) 226-4325  
官路胃腸科内科クリニック(紫原三丁目) 258-7151  
敬愛クリニック(平川町) 261-0311  
小児科  
鮫島小児科医院(山之口町) 224-2525  
外科  
天辰病院(桜ヶ丘四丁目) 265-3151  
折田胃腸科外科(吉野町) 243-6941  
整形外科  
整形外科橋口クリニック(原良町) 256-6100

泌尿器科  
高田病院(堀江町) 226-4325  
産婦人科  
産科婦人科柿木病院(加治屋町) 224-3939  
眼科  
天辰病院(桜ヶ丘四丁目) 265-3151  
耳鼻科  
山本耳鼻咽喉科医院(小松原二丁目) 268-5115  
3月9日(日)  
内科  
前田内科消化器科(山下町) 227-3220  
宇根クリニック(玉里団地三丁目) 228-9901  
富田義輝内科クリニック(下荒田三丁目) 813-0822  
総合病院鹿児島協病院(谷山中央五丁目) 267-1455  
小児科  
今村小児科(宇宿一丁目) 251-8315  
外科  
総合病院鹿児島協病院(谷山中央五丁目) 267-1455  
田中脳神経外科クリニック(山之口町) 216-9100  
整形外科  
森園整形外科クリニック(山田町) 275-5511  
皮膚科  
中山皮膚科(中山町) 284-9050  
産婦人科  
総合病院鹿児島協病院(谷山中央五丁目) 267-1455  
眼科  
宇根クリニック(玉里団地三丁目) 228-9901  
耳鼻科  
総合病院鹿児島協病院(谷山中央五丁目) 267-1455

## 市営施設ガイド 勤労青少年ホーム

【鴨池二丁目32-30 ☎255-5771】

### 勤労青少年ホーム祭り



勤労青少年ホームでは、市内の事業所で働く青少年の皆さんを対象に、講座、クラブ活動などを行っています。

当ホームを利用し、学んだ成果を発表するホーム祭りでは、華道や陶芸、写真、絵画などの展示発表、お茶会、ジャズダンスの実演のほか、講演会を行います。この祭りは、地域の皆さんとの交流を深めることも目的の一つとしています。

【会 場】 勤労青少年ホーム

【日 時】 2月23日(日) 10時～16時30分



昨年のジュビロ磐田歓迎式

●日本代表選手との競争  
ポジションは攻撃の要として試合をコントロールする「ボランチ」。ワールドカップに出場したチームの先輩、服部選手や福西選手とポジションを競っています。

●ボールをいっぱい触ろう  
ジュビロの練習に参加した高3の夏、1対1の守備に自信があったのに、生まれて初めて4回連続で股抜きをされました。小学生のときにいっぱいボールを触ると特にドリブルがうまくなりますよ。テレビゲームよりボールに触れ、かきくね。まずはレギュラー獲得ですが、続ける以上は日本代表を目指します。応援よろしく。

## こども情報局

がんばれっ!

### 鹿児島市出身Jリーガー

今回で7回目となったJリーグジュビロ磐田の鹿児島キャンプ(本年2月2日～11日)。3月のリーグ開幕に向けて鴨池陸上競技場で練習します。



母校で練習する挽地選手

だいすきかごしま

## マイタウン

### 皆与志町



西園良範さん

自然あふれる農村地帯

#### 【三重岳自然遊歩道】

皆与志町は田んぼの広がる農村地帯で、五穀豊穡を祈る願立祭など昔からの祭りが残っています。

三重岳のふもとから山頂まで自然遊歩道になっていて、休日には散策する人も多いようです。山頂からの眺めは、晴れた日には開闢岳や鹿児島空港の飛行機の発着まで見える絶景です。途中には、島津藩が馬を育てていた牧場跡、馬や牛の神様を祭っている馬頭観音があります。

#### 【川路利良誕生地】

皆与志小学校の近くに川路大警視誕生地の碑が建っています。1834年に生



三重岳のふもとに広がる田園

まれた川路利良は、東京警視庁の最初の長官である大警視となった人です。警察制度の調査のためヨーロッパへ行き、フランスを理想とした日本の警察制度を創設しました。

皆与志町では私塾をつくり、青少年育成に努めました。剣道の達人でもあった彼をしのんで、毎年、多くの小学生が参加する剣道大会が開かれています。



## 集えば楽し おはなし会 「ちいさなね」

語り手は登場人物の顔など自由な想像が広がって、おはなしの世界に引き込まれますよ。

■活動は、毎月第一金曜日10時～15時、婦人会館で。

■問い合わせは平原純子さん ☎229・8363へ。

■ひとこと 語りの楽しさを子どもたちと分かち合いたいと、おはなしやわらべ歌を実演・合評したり、テキストを使って勉強しています。

「語り」とは、昔話やおはなしを覚えて本なしで聞き手に伝えることです。生の声での

### 市の人口(推計)

|      | (平成15年1月1日現在) | (前年同月比)    |
|------|---------------|------------|
| 人口総数 | 554,310人      | (+ 970人)   |
| 男    | 259,003人      | (+ 397人)   |
| 女    | 295,307人      | (+ 573人)   |
| 世帯数  | 234,568世帯     | (+2,488世帯) |

### 市役所・支所など

|         |           |           |              |
|---------|-----------|-----------|--------------|
| ●鹿児島市役所 | ☎224-1111 | 〒892-8677 | 山下町11-1      |
| ●谷山支所   | ☎269-2111 | 〒891-0194 | 谷山中央四丁目4927  |
| ●伊敷支所   | ☎229-2111 | 〒890-0003 | 伊敷町3162-1    |
| ●東桜島支所  | ☎221-2111 | 〒891-1543 | 東桜島町863-1    |
| ●吉野支所   | ☎244-7111 | 〒892-0871 | 吉野町3256-3    |
| ●保健所    | ☎258-2321 | 〒890-8543 | 鴨池二丁目25-1-11 |
| ●消防局    | ☎222-0119 | 〒892-0816 | 山下町15-1      |
| ●教育委員会  | ☎227-1921 | 〒892-0816 | 山下町6-1       |
| ●市立病院   | ☎224-2101 | 〒892-8580 | 加治屋町20-17    |
| ●交通局    | ☎257-2111 | 〒890-0051 | 高麗町43-41     |
| ●水道局    | ☎257-7111 | 〒890-8585 | 鴨池新町1-10     |



新年早々の大雪。桜島の冠雪がとても美しかったのが印象的でした。さて、児童クラブを取材しましたが、子どもたちが寒風のなか、一心不乱に竹馬やボール遊びに興じている姿はとても頼もしく感じました。子どもは外で元気よく遊ぶのが一番と思う一方、遊び場所の確保や少子化の行方が気になります。

